

# はまクル認定クラブ クラブ活動支援事業費補助金制度 Q&A集【基本編】

2026 年7月15日更新



※この Q&A 集については、今後制度の変更や修正等により、回答を更新することがあります。

## 【1】補助金制度の目的・趣旨にかかわること

| No. | 質問                                                                        | 回答                                                                                                                                  |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 本制度の目的は何ですか？                                                              | 主な目的は、部活動の地域展開を円滑に進め、希望する生徒が誰でも参加できる体制を整えることです。休日の活動が地域クラブへ移行することで生じる家庭の経済的負担（月会費など）の増加分を軽減し、持続可能な運営基盤を構築することを支援します。                |
| 2   | どのような活動でも補助金の対象になりますか。                                                    | 「はまクル」は休日の地域クラブ活動を指すため、平日の活動や、はまクル認定されていない別のクラブ活動は対象外です。また、強化合宿などの「選手強化」や「勝利至上主義的な活動」は制度の趣旨に沿わないため、補助金の活用は認められません。                  |
| 3   | 1つの競技に特化したものではなく、多様なスポーツを体験できる“マルチスポーツ型クラブ”として活動予定です。このようなクラブは助成対象となりますか？ | 誰もが参加できるマルチスポーツ型クラブの活動も補助対象です。                                                                                                      |
| 4   | 他の補助金制度や企業協賛と併用できますか？                                                     | 企業協賛は併用可能です。他の補助金制度の併用については、認められません。                                                                                                |
| 5   | 補助金は、クラブが自由に使えるお金なのでしょうか？                                                 | いいえ、補助金はクラブが自由に使えるものではありません。事業実施にかかる対象経費のうち、参加費などの受益者負担で賄いきれない分を公金で補填する制度であるため、適切な執行と厳格な証憑管理が求められます。                                |
| 6   | 本制度はすべてのはまクル認定クラブが申請しなければいけないのですか？                                        | そのようなことはありません。補助金を申請するかどうかの判断は各クラブですので、申請せずに、参加費等の収入で運営していくことで全く問題ありません。                                                            |
| 7   | 将来的にずっと補助金を受け続けることはできますか？                                                 | 本制度は将来的なクラブの「自走運営」を前提としたものとなっています。補助金はあくまで持続可能な運営体制を構築するための選択肢の1つです。補助金を上手に活用しつつ、今後は企業や地域からの寄付・協賛などの確保も検討しながら、安定した経営土台を築くことが求められます。 |



## 【2】補助金額の算出方法、補助対象経費にかかわること

| No. | 質問                              | 回答                                                                                                                                                      |
|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 支給される補助金の額（補助基準額）はどのように算出されますか？ | 以下の A、B の金額のうち、低い方の金額が補助基準額となります。<br>A: 補助単価: 指導者数や参加生徒数から算出される上限額<br>B: 補助金算定額: 補助対象期間にかかる補助対象経費から参加費等の収入を差し引いた額<br>※算出額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。 |
| 2   | 対象経費の全額を市が補助してくれるのでしょうか？        | いいえ、上限があります。市が補助する割合は、補助対象経費の 1/2 以内の額が上限となり、残りの経費はクラブ側が負担します。                                                                                          |

| No. | 質問                                                    | 回答                                                                                                                  |
|-----|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 令和 8 年度(初年度)は 1 年分の経費が補助されますか？                        | 令和 8 年度は、9 月から 2 月までの最大 6 か月間が補助対象期間となります。令和 9 年度以降は、4 月から 2 月までの最大 11 か月間が対象となる予定です。                               |
| 4   | 寄付金や協賛金を受け取った場合、補助金は減らされますか？                          | 地域や企業からの寄付・協賛金などは、参加費等の収入の算定には含まれません。したがって、これらを得ても補助金が減額されることはなく、クラブの安定運営のために活用することができます。                           |
| 5   | 補助金申請時は 5 人いたが、途中で部員が減った場合はどうなりますか？                   | 直ちに補助対象外となるものではありませんが、年度途中に参加生徒数が 5 人未満になることが見込まれる場合は、ご相談ください。                                                      |
| 6   | はまクルは 9 月から開始ですが、2026 年 4 月～8 月に発生したクラブ運営費用は対象になりますか？ | 今年度の補助金対象期間は 9 月から 2 月の 6 か月間となります。それ以前に発生した経費は対象経費には含まれません。                                                        |
| 7   | 指導者への謝金は対象経費になりますか？                                   | 対象経費になります。常時指導する指導者以外に、単発や期間限定で指導する指導者の謝金も対象になります。指導者の報酬額等は、各クラブと指導者で適切に決めていただくことになります。                             |
| 8   | 審判ライセンスや、指導者ライセンスの取得、更新は補助金の対象経費になりますか？               | クラブ活動に必要な資格であれば対象経費となります。(例・クラブで大会に参加するためには審判資格をもった指導者が必要な場合)ただし、自らのキャリアアップのために指導者資格の取得をする場合は対象外となります。              |
| 9   | 参加生徒や指導者の保険料は補助対象になりますか？                              | 令和 8 年度(初年度)については、保険料は対象外経費となります。                                                                                   |
| 10  | 公共施設等の会場使用料も対象経費となりますか？                               | 練習会場として中学校施設を利用しておらず、公共施設等を利用する場合は、会場使用料は対象経費になります。                                                                 |
| 11  | 練習試合や大会等の貸切バス代は対象経費となりますか？                            | 貸切バス等の費用は対象経費になります。                                                                                                 |
| 12  | 備品の購入は対象経費になりますか？                                     | 対象経費になります。ただし、クラブ活動以外でも幅広く活用することができる例えばパソコンのような汎用性の高い製品は、対象外となります。また、備品を購入した際には、備品台帳等を作成のうえ、毎回持ち帰りを原則に、適切に管理してください。 |
| 13  | 遠征費や合宿の費用に充てることは可能ですか？                                | はまクルの理念は「勝利至上主義」ではないため、「選手強化」を主目的とした強化合宿の遠征費などは、補助の趣旨から外れます。あくまで、誰もが参加しやすい環境づくりのための運営支援が中心です。                       |
| 14  | 平日の練習にかかる経費も申請できますか？                                  | いいえ、対象外経費となります。この補助金は「休日の地域クラブ活動(はまクル)」のみが対象であり、平日の部活動や、はまクル認定を受けていない活動の経費を混ぜることはできません。                             |



### 【3】補助金の申請方法・申請スケジュールにかかわること

| No. | 質問                       | 回答                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 補助金の受け取りにはどのような方式がありますか？ | 資金状況に応じて、概算払い(先払い方式)と精算払い(後払い方式)の 2 種類から選択できます。<br>概算払いの場合は、申請後、早い段階で補助基準額の約 6 割を見込み額として受け取ることができます。ただし、見込み額の算定を入念に行う必要があり、手続きがやや複雑になります。<br>精算払いの場合は、クラブの資金で活動を実施したのち、年度末に実績報告を行った後に、確定額を受け取ります。申請時の手続きは概算払いに比べてシンプルです。 |

| No. | 質問                              | 回答                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2   | 補助金は、いつ振り込まれますか？                | 概算払いとするか精算払とするかにより異なりますが、概算払の場合は年2回(10月上旬・3月下旬)、精算払いの場合は年1回(3月下旬)となります。<br>概算払いとして申請した場合も、2月末までの補助金対象期間内の実績により、精算の手続きが必要になります。                           |
| 3   | 補助金の申請はどのように行えばよいですか？           | 今年度の申請は、紙媒体(郵送または持参)による申請となります。ただし、事前に申請確認期間を設け、専用フォームによる電子申請で、事務局が申請書類を事前に確認します。書類に不備等があれば修正し、完成版を紙媒体で提出することで、手続きをできる限り円滑に進められるようにしていきます。               |
| 4   | 概算払い(先払い方式)を希望する場合、追加の書類はありますか？ | 基本の申請書類(第1・2・3号様式)に加えて、「概算払承認申請書(第14号様式)」と「資金計画表(第15号様式)」の提出が必要となります。見込み額の算定をより入念に行う必要があります。                                                             |
| 5   | 補助金の申請期間はいつになりますか？              | 概算払い(先払い方式)は、8月3日(月)～8月31日(月)、精算払い(後払い方式)は、8月3日(月)～10月30日(金)になります。<br>事前の申請確認期間として、概算払い(先払い方式)は、7月22日(水)～8月21日(金)、精算払い(後払い方式)は、8月3日(月)～10月30日(金)を設けています。 |
| 6   | 補助金に関する収支決算報告はどこまで求められるのですか？    | 補助金に関する収支決算報告は、収支決算書等の提出を求める予定です。証憑書類の提出は求めない予定ですが、各クラブで5年間は保管をお願いします。                                                                                   |



#### 【4】補助金の適切な執行・証憑管理の徹底にかかわること

| No. | 質問                                               | 回答                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 会計処理をするにあたり、クラブの口座の入出金は、領収書と一致させる必要がありますか？       | 必ずしも領収書と一致させる必要はありませんが、収支報告書と通帳及び領収書等を突合した際に、分かるように整理をお願いします。                                     |
| 2   | テニスコートを個人のアカウントで予約してクラブで使用しています。領収書は個人名で問題ないですか？ | クラブ名に紐づかない領収書となりますので、対象外経費となります。                                                                  |
| 3   | 指導者へ謝金を支払う旨を規約に明記していなくても、謝金は補助対象になりますか？          | 規約への記載の有無にかかわらず、謝礼は補助対象になりますが、参考資料の様式にある依頼状兼承諾及び誓約書、委嘱状等は必要です。                                    |
| 4   | 個人のユニフォーム代を補助金で支払うことはできますか？                      | 原則として、個人所有になるものの購入は対象外です。ただし、クラブが購入し、団体の所有物として管理した上で生徒に貸与するものであれば、補助対象経費として認められます。                |
| 5   | 10万円以上の備品を購入する場合、注意点はありますか？                      | 10万円以上の取引の場合、原則として複数の業者からの見積(相見積もり)の取得が必要になる可能性があります。複数取得が困難な場合は、業者選定理由書の提出が必要となるため、別途相談が必要となります。 |
| 6   | 補助金の用途を示す実績報告書は必要ですか？                            | 補助金の用途については実績報告書が必要です。様式がありますので、そちらを活用してください。                                                     |
| 7   | 顧問などの教職員が指導者となった場合、謝金を支払っていいのですか？                | 該当する教職員が、所属長の下承を得て教育委員会に所定の手続きをすれば、報酬をもらって指導することができます。                                            |



| No. | 質問                                                                  | 回答                                                                                        |
|-----|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | 謝礼の額、支払方法など団体と指導者で、書面で契約のようなものは必要ですか？                               | 説明会資料にも記載のあるように、依頼状兼承諾及び誓約書の様式を用意しますので、参考にしてください。また、勤怠管理については、業務月報の様式をご確認ください。            |
| 9   | 補助金がおおりるまでの間、不足分を指導者等が立替払いするのですか？またはクラブ員から追加で徴収して補填しても補助金の対象になりますか？ | 補助金が交付されるまでの間については、参加費を数か月分まとめて集金する等の対応をお願いします。概算払いとして補助金を申請する際には、資金計画書の提出が必要になります。       |
| 10  | 監査が行われることはありますか？                                                    | 公金を用いているため、国の会計検査院の検査や市の監査が入る可能性があります。不備があると補助金の返還を求められることもあるため、帳簿や証憑書類は翌年度より5年間保存してください。 |



#### 【5】正しい税務処理と源泉徴収にかかわること

| No. | 質問                          | 回答                                                                                                                  |
|-----|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 指導者に謝金を支払う際、税金の手続きは必要ですか？   | 指導者（個人）への謝金は原則として「報酬」とみなされるため、10.21%の源泉徴収が必須です。預かった税金は、支払った月の翌月10日までに税務署へ納付しなければなりません。                              |
| 2   | 源泉徴収票は指定のものがありますか？          | 指定の様式があります。説明会の参考資料として配付していますので、そちらをご確認ください。                                                                        |
| 3   | 源泉徴収事務を効率化する方法はありますか？       | A: 国税電子申告・納税システム「e-Tax（イータックス）」を利用した電子納付（ダイレクト納付等）が推奨されています。e-Tax を利用することで、紙の納付書の郵送を省略でき、事務負担の軽減やペーパーレス化を図ることができます。 |
| 4   | 源泉徴収の方法の詳細について、何か資料はありませんか？ | 源泉徴収の方法等については、別紙資料「源泉徴収の手引き」をご覧ください。                                                                                |



#### 【6】その他補助金制度にかかわること

| No. | 質問                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 本制度自体が、申請や処理で準備する書類等も多く、活用するのにハードルが高いと感じるが、もう少しクラブ側の事務負担の軽減ができませんか？ | 補助金交付はじめ、制度全体にハードルが高いと感じさせてしまっていることは申し訳なく思っております。ただ、国と本市の公金を取り扱うことから、厳格な対応が求められておりますので、ご理解いただけますと幸いです。<br>また、個別相談会等を実施する中で、手続きの面でクラブ側のサポートができるように努めてまいります。                                     |
| 2   | 来年度以降もこの補助金制度は続きますか？                                                | 次年度以降の補助金制度は、現時点においては未定ですが、来年度以降も、今年度同様の補助金制度となるように働きかけをしてまいります。                                                                                                                               |
| 3   | 経済的に困窮する世帯の生徒が参加する場合の補助金はどのように運用しますか？                               | 「はまクル認定クラブ参加費等支援事業費補助金」については、就学援助を受給している世帯を対象に、はまクル認定クラブへの参加費等を支援する制度です。今後さくら連絡網等を通じて対象世帯へ詳細を周知していきます。<br>この制度においてクラブ側に特段の手続き等をとっていただく予定はありませんが、集金袋への捺印や領収書の発行等、全参加者の参加費支払いの証憑資料を整えるようにしてください。 |

※補助金制度に関する説明会等でいただいた個別の詳細質問については、別途【個別課題編】にてご確認ください。